

商学部 グローバルインターンシップ奨学金 2024年度募集要項

【趣旨】

中央大学学則第46条に基づき、学力・人物ともに優れ、商学部グローバルインターンシップに対し**明確な目標をもち具体的な活動に取り組む商学部学生**に対し、奨学金を給付します。

※「産学協議会の分類上、『タイプ2』に相当します」

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/jakunen00341.html

商学部グローバルインターンシップに該当する科目

グローバル・プロフェッショナル・プログラム B2 (グローバルキャリア/タイ I・II)

グローバル・プロフェッショナル・プログラム B2 (グローバルキャリア/ベトナム I・II)

グローバル・プロフェッショナル・プログラム B2 (グローバルキャリア/オーストラリア I・II)

グローバル・プロフェッショナル・プログラム B2 (グローバルキャリア/モンゴル I・II)

※海外派遣を伴うプログラムのみが対象です。

【出願資格】

2024年4月1日時点で商学部にて在学する2～4年次(注1)の者で、下記(1)～(3)の基準をすべて満たす者。

※休学歴のある方は、基準が異なる場合があります。事前に商学部事務室までご確認ください。

(1) 商学部グローバルインターンシップに対し**明確な目標をもち具体的な活動に取り組む者**。

(2) 2023年度までの学業成績が通算で**GPA2.3以上**の者。

※2023年度までのGPAはC plusで確認できます。

(3) 2023年度までの修得単位が、年次別最高履修単位合計の**80%以上**の者。

※2023年度までに修得しなければならない年次別単位数は、下記のとおりです。

4年次：101単位以上 3年次：66単位以上 2年次：32単位以上

※フリーメジャー・コースの場合

4年次：103単位以上 3年次：68単位以上 2年次：34単位以上

※天災、騒乱および感染症の流行等により商学部グローバルインターンシップの海外派遣が催行不可となった時点で、本奨学金の募集・選考を中止します。

※2024年度「商学部チャレンジ奨学金」との併願は可能です。ただし、同一活動をもって本奨学金に採用された場合、併給は認められません。

※他の奨学金の受給条件により本奨学金の減額支給を希望する場合は、出願時に商学部事務室に申し出て下さい。

【給付金額】

10万円(年額) ※給付期間は、2024年度(単年度)のみとなります。

【給付人数】

30名 (全コース合計人数)

【出願期間】

2024年6月10日(月)～6月14日(金) 窓口開室時間【厳守】

※出願期間終了後の出願は一切受け付けません。

※窓口開室時間は商学部公式Webサイトで確認してください。

【出願書類】

出願期間内に、下記 (1)、(2) の書類を商学部事務室へ提出してください。

(1) 2024 年度 商学部グローバルインターンシップ学金エントリーシート (所定用紙)

※ボールペンで記入すること (フリクションボールペン・鉛筆書き不可)。

※文章量・表現などを十分検討した上で作成すること。

※記入したエントリーシートはコピーを取り、大切に保管しておくこと。

(2) 語学統一試験 (検定試験) の成績を証明できる合格証、スコアカード等 (**コピー可**) をエントリーシートに添付して必ず提出してください。証明資料がない資格は選考の際に考慮しません。

【選考方法】

書類審査

申請書 (エントリーシート及び提出書類) の内容を参考に選考します。

【選考スケジュール】

審査結果発表 **2024 年 7 月 3 日 (水) 10:00~** ※C plus にて発表します。

※審査結果に関する電話での問い合わせには一切応じません。C plus で確認してください。

【給付決定通知の交付】

本奨学金の採用者へ給付決定通知及び採用手続書類をお渡しします。交付方法は審査結果発表時に通知します。

【奨学金の交付】

所定の手続きを経て、給付金額を一括して振り込みます。

【『商学部給付奨学金に関する細則』、『商学部グローバルインターンシップ奨学金に関する内規』抜粋】

『商学部給付奨学金に関する細則』

(給付奨学生の資格の喪失)

第 9 条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 除籍されたとき。
- (4) 提出された書類に虚偽の事実の記載が判明したとき。
- (5) 所定の書類の提出を怠ったとき。
- (6) 前条の規定により奨学金の給付を辞退したとき。
- (7) その他教授会が給付奨学生として適当でないと認めたとき。

(奨学金の停止)

第 10 条 教授会は、給付奨学生がその資格を失ったときは、奨学金の給付を停止する。

(給付奨学金の返還)

第 11 条 給付奨学生の資格を失ったときは、奨学金を返還しなければならない。

『商学部グローバルインターンシップ奨学金に関する内規』

(給付奨学生の義務)

第 8 条 給付奨学生が次のいずれかの義務を怠った場合は、その資格を喪失する。

- (1) グローバルインターンシップに参加しなかったとき
- (2) 所定のプログラムを修了しなかったとき
- (3) インターンシップ実習の単位を修得しなかったとき
- (4) インターンシップ終了後に所定の奨学金使途報告書を提出しなかったとき

2 給付奨学生が資格を喪失したときは、相当の理由がある場合を除き、奨学金を返還しなければならない。

(奨学金の返還)

第 9 条 給付奨学生は、給付奨学生が掲げた計画・目的を履行することすることが不可能となったとき (天災、騒乱および感染症の流行等の不可抗力、その他給付奨学生に帰すべきことのできない事由を含む) は、奨学金を返還しなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、教授会の議を経て、その全部又は一部の返還を免除することができる。

【返還を免除する費用の例】

資格受験料、査証の申請費用、寮費や授業料など契約に基づく費用および航空券の購入費用など、これに限らず、商学部グローバルインターンシップへ参加するために要した費用

【問い合わせ先】 中央大学商学部事務室／奨学金担当 TEL. 042-674-3519 FAX. 042-674-3516